

様式第1号（第8条関係）

（表面）

年 月 日

みよし市長 様

申請書類を市へ提出する日付をご記入ください。
申請書を書いた日付ではありません。

住 所	みよし市三好町小坂50
フリガナ	ミヨシ タロウ
氏 名	三 好 太 郎
電話番号	(0561) 32 - 8046
生年月日	昭和 20年 2月 25日 (74歳)

みよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書兼実績報告書

みよし市後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	金 59,000 円
----------	------------

※補助対象経費×9/10、1,000円未満切り捨て、上限60,000円

添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 後付け安全運転支援装置設置販売証明書（様式第2号）
- (4) 設置購入費の振込が確認できる書類（領収書またはレシートの写し）
- (5) 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 裏面にて閲覧承認した場合は、添付書類（5）及び（6）の提出は必要ありません。

(裏面)

誓約書

下記の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 申請者自身が常時運転する自動車に後付け安全運転支援装置を設置し、転売等を目的としたものではありません。
- 後付け安全運転支援装置を設置する自動車は、申請者の個人使用のための自家用車です。事業用の自動車ではありません。
- 自動車税又は軽自動車税の滞納をしていません。
- みよし市暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 設置を依頼した後付け安全運転支援装置取扱事業者から後付け安全運転支援装置の機能と適切な使用方法等について説明を受け、理解しました。
- 設置した後付け安全運転支援装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、必ず作動するものではないということを理解し、運転する際は、ドライバーの責任の基で交通ルールを遵守し、安全運転を行います。
- 後付け安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 装置設置後1年以上その装置を使用します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。

私は、補助金の交付申請の審査書類として、住民票及び市税等の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承認します。

年 月 日

申請書類を市へ提出する日付をご記入ください。
申請書を書いた日付ではありません。

三好太郎